

受付印

納付書送付依頼書

年 月 日

三重県教育委員会教育長 宛て

納付書等送付先金融機関名 _____
 (例: ○○銀行△△支店。下記「口座振替取扱金融機関」と同じ。)

納付者住所		
	電話 ()	
フリガナ		お届け印
納付者氏名 (口座名義人)		

奨学生 _____ (奨学生番号 _____) の三重県高等学校等修学奨学金返還金について、私名義の預金から口座振替により納付したいので、口座振替の請求データを、指定した金融機関あてに送付してください。

三重県	預金口座振替依頼書(奨学金返還金)
-----	--------------------------

年 月 日

奨学生 _____ の三重県高等学校等修学奨学金返還金について、私は、次の預金口座から口座振替の方法によって納付することとしたので、下記の約定を確認のうえ依頼します。

1 納付者指定預金口座

口座振替取扱金融機関	銀行・金庫 信用組合 農協	本・支店名 店	※金融機関コード					※店舗コード		
預金の種類	1 普通		2 当座 (該当を○で囲む)							
口座番号 (右づめで記入)										支店コード記入不要
フリガナ										お届け印
納付者口座名義										

2 振替日 毎月末日 (金融機関休業日の場合は、翌営業日)

- (記入上の注意)
- 納付者口座名義欄は必ず通帳を確認し、屋号が入る場合など漏れなく正確に通帳どおり記入してください。
 - 印鑑は、預金届出印を押印してください。

記

約 定

- 私が納付すべき奨学金返還金について、金融機関に請求があったときには、私に通知することなく請求金額を指定口座から引落としのうえ納入してください。
- 預金の支払手続きについては、当座勘定規定又は普通預金規定にかかわらず、私が行うべき当座小切手の振出し又は預金通帳及び預金払戻請求書の提出などいたしませんから貴行所定の方法で処理してください。
- 指定預金残高が振替日において請求金額に満たないときは、私に通知することなく引落とし不能として返却されても異議はありません。
- この口座振替契約は、貴行が必要と認めた場合には私に通知されることなく解約されても異議はありません。
- この口座振替契約を解除する場合には、私から三重県教育委員会を經由して貴行あて文書により連絡します。
- この取扱いについて仮に紛議が生じても、貴行には迷惑をかけません。

受付印

納付書送付依頼書

年 月 日

三重県教育委員会教育長 宛て

納付書等送付先金融機関名 _____
 (例: ○○銀行△△支店。下記「口座振替取扱金融機関」と同じ。)

納付者住所		
	電話 ()	
フリガナ		お届け印
納付者氏名 (口座名義人)		

奨学生 _____ (奨学生番号 _____) の三重県高等学校等修学奨学金返還金について、私名義の預金から口座振替により納付したいので、口座振替の請求データを、指定した金融機関あてに送付してください。

三重県	預金口座振替依頼書(奨学金返還金)
-----	--------------------------

年 月 日

奨学生 _____ の三重県高等学校等修学奨学金返還金について、私は、次の預金口座から口座振替の方法によって納付することとしたので、下記の約定を確認のうえ依頼します。

1 納付者指定預金口座

口座振替取扱金融機関	銀行・金庫 信用組合 農協	本・支店名 店	※金融機関コード					※店舗コード		
預金の種類	1 普通		2 当座 (該当を○で囲む)							
口座番号 (右づめで記入)									支店コード記入不要	
フリガナ										お届け印
納付者口座名義										

2 振替日 毎月末日 (金融機関休業日の場合は、翌営業日)

(記入上の注意)

- 納付者口座名義欄は必ず通帳を確認し、屋号が入る場合など漏れなく正確に通帳どおり記入してください。
- 印鑑は、預金届出印を押印してください。

記

約 定

- 私が納付すべき奨学金返還金について、金融機関に請求があったときには、私に通知することなく請求金額を指定口座から引落としのうえ納入してください。
- 預金の支払手続きについては、当座勘定規定又は普通預金規定にかかわらず、私が行うべき当座小切手の振出し又は預金通帳及び預金払戻請求書の提出などいたしませんから貴行所定の方法で処理してください。
- 指定預金残高が振替日において請求金額に満たないときは、私に通知することなく引落とし不能として返却されても異議はありません。
- この口座振替契約は、貴行が必要と認めた場合には私に通知されることなく解約されても異議はありません。
- この口座振替契約を解除する場合には、私から三重県教育委員会を経由して貴行あて文書により連絡します。
- この取扱いについて仮に紛議が生じても、貴行には迷惑をかけません。

金融機関窓口の方へのお願い

- ・ この口座振替手続きは、三重県教育委員会が実施している「三重県高等学校等修学奨学金」の返還金の引き落としのための手続きです。
- ・ この口座振替は、平成17年4月から実施されております。各収納代理金融機関様には、三重県の指定金融機関である百五銀行を通じて、平成16年12月10日付け教委第17-210号「口座振替に係る手続きについて」（三重県教育委員会教育長名文書）をお送りして、手続の依頼をさせていただいております。
- ・ 窓口には、右肩に「金融機関用」、「県教委用(金融機関経由)」と書かれた用紙を1枚ずつ持参されていると思います（揃っていない場合は不備ですので、その旨持参された方にお伝えください）。内容をご確認のうえ、**問題がなければ2枚とも窓口でお受け取りください。**

「**県教委用(金融機関経由)**」については三重県の方で保管するものですので、お手数ですが、**口座確認印押印のうえで教育財務課奨学金担当までご転送くださいますようお願いいたします。**

- ・ 各金融機関様におかれましては、実際に引落を開始するためには本部集中処理部門等で電算処理等を行うことが必要と思われませんが、スムーズに口座振替が実施できるよう、これらの処理については**できるだけ速やか**に行っていただきますよう、お願いいたします。
- ※ 長期間処理されないと収納事務に支障が生じることがありますので、何卒ご協力をお願いいたします。
- ・ ご不明な点等ございましたら、貴金融機関の本部ご担当部署にご確認いただくか、教育財務課奨学金担当までお問い合わせください。

三重県教育委員会事務局
教育財務課奨学金担当
〒514-8570
津市広明町13番地
TEL 059-224-2944